

令和 8 年度水産加工原材料高騰対策支援事業補助金

公募要領

1 目的

加工原材料の価格高騰により水産加工業者の経営負担が増大している状況を踏まえ、県内水産加工場における水産加工品製造に必要な主原材料の仕入れ経費のうち、前年同期間と比較した価格高騰額に対し補助金を交付することにより、水産加工業の事業継続を図ることを目的とします。

※本事業は国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用して実施しています。

2 補助対象者

次に掲げるものの全てに該当すること。

ア 茨城県内に水産加工場を有する水産加工業者※であり、次のいずれかに該当する者。

- ・食品衛生法第 55 条に基づく水産製品製造業の許可を有する者。
- ・食品衛生法第 57 条第 1 項に基づく届出を行っている者（水産物を原材料とした食料品を製造する者に限る）。
- ・水産業協同組合法に基づき設立された水産加工業協同組合連合会又は水産加工業協同組合に所属する組合員である者。

イ 資本金の額又は出資の総額が 3 億円以下、かつ常時使用する従業員数が 300 人以下であること。

ウ 補助金の交付対象となる事業について、同一事業内容の他の補助金の交付を受けていないこと。

エ 茨城県暴力団排除条例第 2 条第 1 号から第 3 号に規定する者でなく、暴力団及び暴力団員が経営に関与していないこと。

オ 茨城県税に未納がないこと。

カ 会社更生法又は民事再生法に基づく手続開始の申立てを行っていないこと。

キ その他知事が不適当と認める者でないこと。

※ 県内に水産加工場を有する水産加工業者については、本社所在地が県外であっても対象とします。

3 補助対象事業

対象期間において、県内水産加工場における水産加工品の製造のために要した主原材料（水産物に限る）の仕入れ経費のうち、前年同期間と比較した価格高騰額を補助対象とします。補助対象経費については、「4 補助対象経費等」のとおりです。

4 補助対象経費等

補助対象経費	補助率	補助額
水産加工業者が、対象期間において、県内水産加工場における水産加工品の製造のために要した主原材料（水産物に限る）の仕入れ経費のうち、前年同期間と比較した価格高騰額。 【対象範囲】 ・消費税及び地方消費税を除いた額とする。 ・主原材料の仕入れに付随する運送費等の諸経費を含むものとする。 ・既に製造された水産加工品を仕入れ、加熱、調味、乾燥その他内容物の品質又は性状を変更することなく、小分け、詰め替え又は包装のみを行う事業のための仕入れ経費は対象から除く。 【価格高騰額（補助対象経費）の算定方法】 別添「申請額計算書」に基づき、同一分類（魚種等）の原材料ごとに、次の算定式により算出した額の合計額とする。 $\text{価格高騰額} = (\text{①} - \text{②}) \times \text{③}$ ①対象期間における当該原材料の1kgあたり平均単価（円/kg） ②前年同月同期間における当該原材料の1kgあたり平均単価（円/kg） ③対象期間における当該原材料の仕入れ数量（kg） 【対象期間】 申請日の前月を起算月とする直近12ヶ月（※）のうち、申請者が選択する1ヶ月以上12ヶ月以下の期間とし、前年同月同期間を比較するものとする。 ※例：令和8年11月に申請する場合、令和7年11月から令和8年10月までの12ヶ月間。	1／2以内	上限 1,000千円 ／1事業者

※ 補助金額は、補助対象経費に補助率を乗じた額又は補助上限額のいずれか低い額（千円未満切捨て）とします。

5 募集期間

第一次：令和8年10月20日（火）9時30分～令和8年11月30日（月）17時00分

第二次：令和8年12月1日（火）8時30分～令和8年12月28日（月）17時00分

第三次：令和9年1月4日（月）8時30分～令和9年1月29日（金）17時00分

※ 予算の上限に達した場合は、受付を終了します。その場合、第二次以降の募集は行いません。

※ 書類に不備や不足がある場合は申請者にその旨を連絡しますので、書類を整備のうえ、再度申請願います。

※ 募集期間内において、申請書類等の確認状況に関するお問い合わせには一切お答えできませんので、ご了承ください。

※ 水産加工場が複数ある場合でも、1事業者につき申請は1回限りです（書類不備による再度申請を除く）。

【補助対象経費の算出例】

第一次募集（令和8年11月30日まで）に申請する場合

対 象 期 間：令和7年11月～令和8年10月のうち1ヶ月以上の任意の期間

比較期間（前年）：令和6年11月～令和7年10月のうちの同月同期間

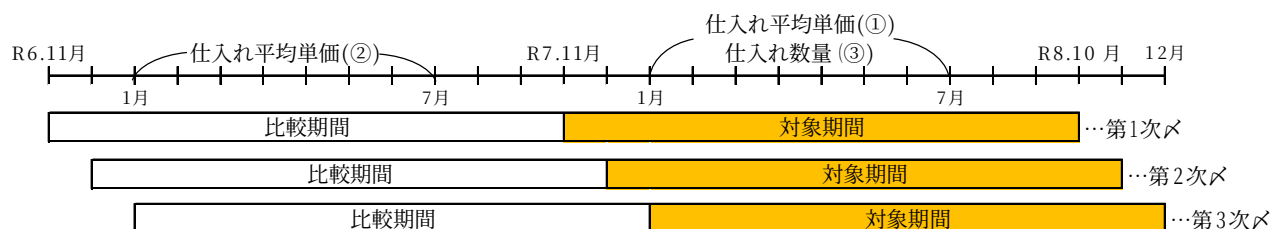
例）任意の期間を令和8年1月～7月とした場合の支給額

$$\text{支給額} = (\text{①} - \text{②}) \times \text{③} \times 1 / 2$$

① R8.1～7月における当該原材料仕入れ経費の1kgあたり平均単価（円/kg）

② R7.1～7月における当該原材料仕入れ経費の1kgあたり平均単価（円/kg）

③ R8.1～7月における当該原材料の仕入れ数量（kg）



6 申請方法

補助金交付申請書（様式第1号）に必要事項を記入し、関係書類を添付のうえ、次の申請先に募集期間内に提出してください。

※ 水産加工場が複数ある場合でも、1事業者につき申請は1回限りです。

※ 申請は電子申請・届出サービスによる申請を原則としますが、書面申請も可能です。

○申請先

茨城県農林水産部漁政課 「13 問い合わせ先」参照

○申請書類

令和8年度水産加工原材料高騰対策支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に以下の書類を添付願います。

① 申請額計算書（別添様式1）

② 申請対象期間の仕入れ実績の証拠書類（領収書、振込証明書又はそれに準じるもの。）

③ 補助金交付申請日時時点で有効な、食品衛生法に基づく水産製品製造業の食品営業許可証の写しまたは食品衛生法に基づく届出を行っていることを証する書類（申請者が加工組合員である場合を除く）

④ 誓約書（別添様式2）

- ⑤ 直近 2 年分の決算報告書の写し
- ⑥ 定款の写し（申請者が加工組合員である場合を除く）
- ⑦ 会社のパンフレット等概要がわかる資料

○申請方法

【電子申請・届出サービスによる申請】

- ① 茨城県農林水産部漁政課のホームページの【申請方法】欄から、いばらき電子申請・届出サービスにアクセスし、メールアドレスを登録（仮申請）。
- ② いばらき電子申請・届出サービスからの返信メールに表示された URL にアクセスし、案内に従って、必要事項の入力と提出書類を添付（本申請）。

【書面による申請】

申請先まで持参または郵送にて提出

7 審査

申請書類について、以下のとおり審査します。なお、内容に応じて申請者へのヒアリングを実施します。

- ・ 事業者及び事業内容が、本補助金交付要項及び本公募要領の要件を満たしていること。

8 補助金の交付決定及び支払

募集期間終了後 1 ヶ月以内を目安に交付決定及び金額の確定を通知し、その後申請者が指定する口座にお支払いします。なお、審査状況等によりお支払いが遅れる場合も想定されますので、予めご了承ください。

※ 支払証拠書類等で確認できないものは、補助対象経費として認められませんのでご注意ください。

※ 補助対象経費を集計して、補助金額を計算する際に、次の点にご注意ください。

- ・ 当該補助金に係る消費税等仕入控除税額がある場合には、補助対象経費から控除してください。

9 留意事項

(1) 申請回数

1 事業者あたり 1 回限りです。

（２）申請書類等の確認

申請書類等の内容について確認が必要と認めるときは、県が他の官公署等に照会することがあります。

（３）調査等

事業実施にあたり、必要があると認めるときは、申請者に対して報告を求め、文書を提出させ、又は実地調査を行うことがあります。

（４）補助金の返還

次のいずれかに該当する場合、補助金の返還を命じます。

- ・ 補助事業者又は申請内容が、交付対象に該当しないことが判明した場合
- ・ 虚偽や不正な手段により申請したことが判明した場合

（５）申請書類の保管

申請者は、補助事業に係る帳簿その他の証拠書類を整理し、補助事業完了の翌年度から起算して５年間保管し、知事から提出を求められた場合には、速やかに提出する必要があります。

１０ 問い合わせ先

● 担当課

〒301-8555 茨城県水戸市笠原町９７８番６

農林水産部 漁政課 企画調整グループ

TEL：029-301-4070 FAX：029-301-4089

E-mail：gyo-kikaku@pref.ibaraki.lg.jp